

益田市農業委員会第27回総会議事録

1. 開催日時 令和4年(2022)9月26日(月) 14:30~16:30
開催場所 市民学習センター 多目的ホール
2. 出席 農業委員(15名)
2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太 5番 大庭 清
6番 御神本康一 7番 田中 綾 8番 佐原 晃子 9番 北條 義洋
10番 篠原 栄次 11番 谷本 大輔 12番 豊田 志摩 13番 柳田 継男
14番 豊田 浩 15番 宮川 有衣 16番 西川 友史
3. 欠席 農業委員(1名)
1番 又賀 保
4. 出席 農地利用最適化推進委員(19名)
増野 六彦 田ノ上武夫 澁谷 記幸 澤江 浩一
山根 健治 野村 浩三 寺戸 康人 三浦 尚人
田原 勝美 河野 正憲 領家 耕一 和崎 恒義
椋木 昭雄 豊田 繁雄 中島秀一郎 宮内 英之
椋木 孝光 河野 光好 岡崎 定佳
5. 欠席 農地利用最適化推進委員(5名)
寺戸豊太郎 永見 浩二 潮 好介 渡邊 豊孝
三浦 和顕
6. 提出議案
議題 161号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 162号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第 163号 農地でないことの確認について
議第 164号 農用地利用集積計画の決定について
議第 165号 農地等権利移動制限特例区域設定について
議第 166号 益田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正について
報第 135号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第 136号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第 137号 農地の使用賃借合意解約通知書の確認について
報第 138号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
7. 議事に参加した職員
石田局長、田中局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、高橋副主任主事
田中美都総合地域総務課長
8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 27 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、12 番の豊田志摩委員、13 番の柳田継男委員、よろしく願います。また、本日の欠席委員は、1 番又賀保農業委員、潮好介推進委員、寺戸豊太郎推進委員、永見浩二推進委員、渡邊豊孝推進委員、三浦和颯推進委員です。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。「議第 161 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>先月の総会において農地等権利移動制限特例区域に設定した案件でございます。申請地につきましては、特例区域として下限面積を 1 a で告示しております。</p> <p>土地の所在は、須子町の畑 2 筆 284 m²です。譲り渡し事由は、市外に居住しており耕作が困難なため、譲り受け事由は、隣接地に居住しており、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しく願います。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>須藤寿人委員</p>	<p>3 番須藤です。現地確認は 9 月 15 日に澁谷推進委員と行いました。場所は〇〇の向かい側です。先月特例区域設定がありました案件で、それを踏まえての 3 条申請となります。家の前に畑がありますが、きれいに管理されており特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>会長</p>	<p>2 番内田町</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 2 番</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、内田町の畑 1 筆 110 m²です。譲り渡し事由は、市外に居住しており耕作が困難なため、譲り受け事由は、隣接農地を所有しており、申</p>

	<p>請地を譲り受け一体的に耕作するためでございます。</p> <p>なお、譲受人の非耕作地については、昭和 58 年災害等で山林化しており、非農地の手続きについて指導しております。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
豊田浩委員	<p>14 番豊田です。9 月 13 日に椋木推進委員と現地確認を行いました。申請地は内田町の〇〇の近くです。保全管理をしっかりとされており問題ないと思います。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>3 番飯浦町</p>
事務局	<p>整理番号 3 番</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>先月の総会において農地等権利移動制限特例区域に設定した案件でございます。申請地につきましては、特例区域として下限面積を 1a で告示しております。</p> <p>土地の所在は、飯浦町の田 1 筆 1,717 m²です。譲り渡し事由は、耕作ができないため申請地を処分したいため、譲り受け事由は、申請地の近隣に居住しており、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
柳田継男委員	<p>13 番柳田です。9 月 12 日に宮内推進委員と現地確認を行いました。先月の特例区域設定で出た案件です。今後は譲受人が申請地を荒らさないよう耕作するとのことですので。問題ないと思います。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>本日の 3 条申請につきましては以上 3 件の申請でございます。事務局、担当地区委員の報告がありました。何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p>

	<p>無いようですので採決いたします。「議第 161 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案通り許可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>次に「議案 162 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1 番東町</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、東町の畑 2 筆 950 m²です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、既存の側溝に流します。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
事務局	
会長	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番大畑です。現地確認は 9 月 10 日に又賀委員と行いました。場所は、東町から〇〇の下の方になります。申請目的は駐車場で、間に水路がありますが特に問題はないと思います。土地改良区の意見書も添付されています。問題ないと判断しました。</p>
会長	<p>2 番東町</p>
事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、東町の畑 4 筆 2738 m²です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、貸店舗兼貸集合住宅及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>

大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は9月10日に又賀委員と行いました。場所は、1番の申請地の隣になります。申請地に貸店舗兼貸集合住宅及び駐車場を設置するとのことです。排水は合併浄化槽を設置します。問題ないと判断しました。
会長	3番かもしま北町
事務局	整理番号3番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま北町の畑1筆 551㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、宅地分譲で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
会長	担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は9月10日に又賀委員と行いました。申請地はかもしまの〇〇に向けて行く途中にあります。申請は譲受人が宅地分譲を行うためです。隣接土地所有者の同意書も添付されています。上水道が完備されたところですので。適当であると判断しました。
会長	4番かもしま西町
事務局	整理番号4番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま西町の畑3筆 494㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、通帳の写しと金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
会長	担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は9月10日に又賀委員と行いました。申請地は〇

<p>会長</p>	<p>○の近くにあります。申請は個人住宅を建設するためです。上水道が完備されたところですので。適当であると判断しました。</p> <p>5番と6番については一括で説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号5番6番は関連がありますので一括して説明します。</p> <p>本件は、賃借権の設定に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、高津町の畑10筆 6,934㎡です。</p> <p>都市計画区域内で、生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>なお、30aを超えるため、島根県農業会議に意見を聴取する案件となります。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>須藤寿人委員</p>	<p>3番須藤です。現地確認は9月15日に渋谷推進委員と行いました。場所は○○に下った場所になります。この申請は農地でない土地を含めての太陽光発電設備設置の申請となります。地権者に伺ったところ大きい面積なので周辺自治会、地区住民、地権者あわせて協議をされたそうです。照り返しの問題やパネルの損傷による被害等様々な問題を協議し、業者側がその都度適切に対応するとの確約をいただきこの度の申請となりました。以上のことから問題はないと思われれます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>7番大谷町</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号7番</p> <p>本件は、賃借権の設定に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、大谷町の畑1筆 180㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p>

会長	<p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
御神本康一委員	<p>6番御神本でございます。現地確認は9月23日に野村推進委員と行いました。申請地は〇〇をまたがったところで、すでに駐車場として利用されています。この申請については問題ないと思われます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>8番横田町</p>
事務局	<p>整理番号8番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、横田町の田1筆 991㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
北條義洋委員	<p>9番北條です。現地確認は9月12日に領家推進委員と行いました。場所は〇〇のすぐ隣です。この土地は以前〇〇が耕作しておりましたが条件不利地であるため〇〇が耕作できなくなり、所有者も耕作できないため所有権移転をし、太陽光発電設備を設置することになったそうです。ご審議のほどお願いいたします。</p>
会長	<p>整理番号9番から14番については一括でお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号9番から14番は関連がありますので一括して説明します。</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、神田町の田及び畑の合計16筆 8,403㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p>

会長	<p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
篠原栄次委員	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
会長	<p>10番篠原です。現地調査は9月22日に椋木推進委員と行いました。場所は〇〇です。以前から太陽光発電設備の申請があった場所の周辺ですが、今までは譲渡人が保全管理や草刈りをして、農業はしていなかった状況でしたが買い手がついたことで今回の申請となりました。申請地については機械が入りづらく、今後も作ることができないため問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>15番内田町</p>
会長	<p>整理番号15番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p>
事務局	<p>土地の所在は、内田町の畑2筆 145㎡です。</p> <p>土地改良事業の施行区域内にある農地であるため第1種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、個人住宅及び墓地で、農地法施行規則第33条第4号の規定である、住宅その他の申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置する場合に許可できる例外規定に該当します。</p> <p>排水は、既存の側溝に流します。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>なお、第1種農地であるため島根県農業会議に意見を聴取する案件となります。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
豊田浩委員	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
会長	<p>14番豊田です。9月13日に椋木推進委員と現地確認を行いました。申請地は内田町の〇〇の近くです。申請目的は個人住宅の拡張と墓地で、既存の建物に付随したものを建設するための申請です。土地改良区の意見書も添付されています。ご審議の程宜しくお願いします。</p>
事務局	<p>16番白上町</p>
事務局	<p>整理番号16番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p>

	<p>土地の所在は、白上町の田 1筆 269㎡です。</p> <p>土地改良事業の施行区域内にある農地であるため第1種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、学校用地で、農地法施行規則第35条第5号の規定である、既存の施設の拡張する場合に許可できる例外規定に該当します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>なお、第1種農地であるため島根県農業会議に意見を聴取する案件となります。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
豊田浩委員	<p>14番豊田です。9月13日に椋木推進委員と現地確認を行いました。申請地は白上町の〇〇の周辺です。土地改良区の意見書も添付してあり問題ないと思います。ご審議の程宜しくお願いします。</p>
会長	<p>本日の5条申請につきましては以上16件の申請でございます。事務局、担当地区委員の報告がありました。何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>その他無いようですので採決いたします。「議第162号 第5条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p>
事務局	<p>続きまして「議第163号 農地でないことの確認について」を議題とさせていただきます。</p> <p>1番種村町</p> <p>整理番号1番</p> <p>申請地は種村町の合計7筆 2,804㎡です。昭和年月日不詳ですが、耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
会長	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大庭清委員	<p>5番大庭です。9月17日に三浦推進委員と現地確認を行いました。申請地は〇〇近くの〇〇になります。現地確認しづらいくらい山林化しており、非</p>

	農地にしても問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。
会長	2 番美都町宇津川
事務局	整理番号 2 番 申請地は美都町宇津川の合計 6 筆 717.61 m ² です。昭和 50 年頃から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。 ご審議の程よろしくをお願いします。
会長	担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。
佐原晃子委員	8 番佐原です。9 月 13 日に田中委員と河野推進委員と一緒に現地確認を行いました。場所は〇〇に向かう途中にあります。やぶ化しており道沿いも山林化しており問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
会長	本日の農地でないことの確認についての申請は 2 件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。何かご意見やご質問などございませんか。 (なし、の声) ないようですので採決いたします。「議第 163 号 農地でないことの確認について」は原案通り許可としてよろしいですか。 (はい、の声) それでは許可といたします。次に「議第 164 号、農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	今月の農用地利用集積計画は、利用権設定の再設定が 1 件、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が 1 件、農地中間管理事業特例売買事業の所有権移転が 1 件の合計 3 件です。一括方式の新規について説明します 整理番号 1 番 申請地は、白上町の田 5 筆 9,108 m ² です。6 年 3 ヶ月の賃貸借権設定です。
会長	地区担当推進委員より報告をお願いします。
岡崎定佳推進委員	中西地区推進委員の岡崎です。貸し手が中間管理事業を活用するもので、耕作者については実績も有り、要件を満たしていること。また、作業小屋か

	<p>ら近いところに借り受け農地があることなどから問題ありません。よろしく お願いします。</p>
会長	<p>整理番号 1 番 遠田町</p>
事務局	<p>所有権移転整理番号 1 番 申請地は、遠田町の畑 1 筆、5,267 m²、売買金額は〇〇です。 移転時期は〇〇、所有権の移転を受けるものの支払い期限は〇〇です。</p>
会長	<p>地区担当推進委員より報告をお願いします</p>
澤江浩一推進 委員	<p>安田地区推進委員の澤江です。買受人が利用権設定をしている土地を、中 間管理事業を利用して所有権移転するものでございます。問題ないと思いま す。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。 それでは、利用権の新規設定及び再設定につきましてご審議ください。 何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは質問が無いようですので、「議第 164 号 農用地利用集積計画の決 定について」は原案通り承認としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。「議案 165 号 農地等権利移動制限特例区域設 定について」議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番 申請地は、虫追町の畑 3 筆 397 m²です。申請地が所在する中西地区の下 限面積は 30a です。区域の指定を受けようとする理由は、買受予定者以外の者 による耕作の継続が困難であり、買受予定者が買い受けて耕作しなければ、 確実に耕作放棄地となることが見込まれるためでございます。</p> <p>許可条項は、農地法施行規則第 17 条第 2 項各号及び益田市農地等権利移動 制限特例区域設定申出制度実施要綱第 2 条第 1 項各号の規定に該当しており ます。</p> <p>なお、特例区域として設定された場合、その旨を告示し、後日、所有者と 買受予定者の連名で農地法第 3 条の規定による許可申請が提出され、所有権 の移転についてご審議いただく運びとなります。</p>

<p>会長</p>	<p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>豊田浩委員</p>	<p>14番豊田です。9月14日に椋木推進委員と現地確認を行いました。申請地は〇〇になります。現地はきれいに管理されていました。問題はないと思われます。ご審議の程宜しくお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま事務局及び担当地区委員からの説明がありました。 何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議案165号 農地等権利移動制限特例区域設定について」は原案通り承認してもよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。「議案166号 益田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>益田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正について説明いたします。</p> <p>この要綱は農地利用最適化推進委員の選任の手続き等を定めた要綱になります。</p> <p>一部改正の内容についてですが、新旧対照表をご覧くださいと、この要綱の第5条に募集の周知方法等について定めておりますが、現行では、第5条として推進委員の募集は、益田市役所、益田市美都総合支所及び益田市匹見総合支所の掲示場への掲示のほかとありますが、令和4年4月からの総合支所の廃止に伴い、この部分を削除するという一部改正になります。</p> <p>2枚目に要綱の改正文を付けておりますが、この総会で承認が得られましたら、速やかに告示を行いたいと思いますので、ご審議の程よろしくお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>益田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正について説明がありました、何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議案166号 益田市農業委員</p>

事務局	<p>会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正については原案通り承認してもよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>「議第 166 号 益田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正については承認させていただきます。</p> <p>続きまして報告事案をお願いします。</p> <p>報第 135 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について</p> <p>届出件数は、8 件です。</p> <p>この内 7 件については、全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 1 件となっています。</p> <p>残りの 1 件については、時効取得によるもので、あっせんの希望はありません。</p> <p>報第 136 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について</p> <p>届出件数は、2 件です。解約理由は、耕作不便で賃借人より解約の申し出があったためです。</p> <p>報第 137 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について</p> <p>届出件数は 3 件です。解約理由は、1 番については申請地を売買するため、使用貸人より解約の申し出があったため、2 番 3 番については、耕作不便で使用借人より解約の申し出があったためです。</p> <p>報第 138 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について</p> <p>届出件数は、1 件です。</p> <p>土地の所在は、梅月町の田 1 筆 466 m²のうち 2.25 m²です。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>報告のところで質問事項はありませんか。</p> <p>(なし、の声)</p>
会長	<p>それでは無いようですので第 27 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p>

